

下期実施計画～ひと・まち・しごと創生総合戦略（素案）～に対する意見

流山市長 井崎 義治 様

2015年10月20日

日本共産党流山市議団

■はじめに…

『戦略』策定の根拠法（まち・ひと・しごと創生法）は、『地方創生』といいながら、人口減少への危機感をあおり、社会保障費と地方交付税のさらなる削減や、開発拠点への選択と集中、公共施設や公共サービスの整理・統廃合等を加速させる危険性を有しています。

一方、本市の『戦略』素案では、TX沿線の大規模開発が成功し、今後もさらに人口の増加、市税収入の増加を続けることが大前提となっています。しかし、人口増に伴う要望の多様化や公共サービスの急増に追われてきたこと、保育園や校舎増築等に翻弄されてきたこと、沿線開発の起爆剤づくりや都市基盤の整備に行政運営の選択と集中が行われ、地域格差への不満が広がっていることなど課題を分析していません。

これらの経緯を教訓化せず、引き続き、TX沿線開発優先の『戦略』となれば、大幅な人口増によるゆがみ（急激な高齢化、都市基盤整備の過大投資、救急・防災対策の遅れ、維持管理優先の公共投資の先延ばしなど）がより激化し、『都心から一番近い森のまち』など市長が掲げるキャッチコピーとの矛盾も深刻化すると考え、以下、提言します。

■提言1 真の『地方創生』にするべく、市民要望の把握と願い実現を柱に据えた『戦略』作りが欠かせません。

他市では、『戦略』素案策定前に、新たに市民ニーズ調査や、本市の地域特性の現状を洗い出すための意識調査を行っています。本市の場合、毎年の満足度調査にとどまり、市民要望の把握や掘り起こし、特に、まちの変化に伴う要望の変化、その把握が弱まっている傾向にあります。『戦略』策定というなら、市民要望を把握し、要求実現を柱に据えて策定すべきです。

■提言2 地方創生には、市民生活のあらゆる場面の下支えとなる地方自治体の姿勢・底力が試されます。

全国で立憲主義、民主主義が真剣に問われている下で、地方自治の本旨を市民生活にどう活かすのか、地方創生につながる行政の明確なビジョン、平和都市宣言を具現化する方策を示す『行財政改革』が求められています。

しかし『戦略』素案は、井崎市政の定員「適正化」のもと、人口に対する職員数は県下最低クラスとなり、恒常的業務まで非常勤職員に依存していることで、定期的な職務研修による業務の積み重ね、継続性、専門性、人権への配慮、職場の団結を高める取り組みに支障が出ていることへの評価は何もありません。

そこで、以下の8点について位置付けるよう求めます。

- ① H26年度までの定員適正化計画の反省・総括を行い、増加・多様化する市民サービスを支える適正な職員体制を位置付けること。
- ② 公契約条例を策定し、公共サービスを担う民間事業者における雇用条件の改善を図ること。
- ③ 100万時間に及ぶ残業時間を解消し、有給休暇取得率を引き上げるなど市職員の労働環境改善に努めること。
- ④ 指定管理制度や民間委託事業については、市民の雇用割合を明文化するとともに事業の専門性を継続するためにも正規雇用による業務運営を位置づけること。
- ⑤ 導入されたマイナンバーをめぐり詐欺や取り扱いのミスなど行政不信が広がっています。対策を強化するとともに、現時点では、マイナンバーカード取得は義務ではないことを周知すること。
- ⑥ 2大プロジェクトなど過大な公共投資については、市民投票を行い、事業化の成否を決めること。
- ⑦ 平和都市宣言を引き続き堅持し、平和施策に取り組むこと。

■提言3 『まち』の創生には、『TX沿線開発の見直し』、『防災・消防救急対策へのテコ入れ』『維持管理優先の公共投資』へのシフトチェンジが必要です。

『戦略』素案で示している、個別事業165事業のうち約3割が、都市基盤の整備に関わる、いわゆる公共工事がしめています。

人口推移や社会経済情勢を加味すれば、維持補修や防災に大きな軸足を移すとともに、高齢化、人口増に対応した福祉や教育施設の整備を進めるべきですが、本市『戦略』素案では、これまでと同様に、事業費ベースでTX沿線関連事業が大部分を占めています。これでは、市民生活に身近な公共施設の維持補修は予算も規模もスピードも現行水準に抑えざるをえません。以下3点、『戦略』素案の大胆な見直しを提起します。

◆『TX沿線開発の見直し』

急激な人口増とTX沿線の開発事業による固定資産税増などの市民税増加は、他市と比較しても、本市の一番の特徴です。しかし、多摩ニュータウンのように急激な高齢化をまねきます。さらに、市民要望の多様化、学校増築などの急激な整備など過剰投資のひずみにつながります。←？

そこで、TX沿線開発について以下の6点の見直しを求めます。

- ① 運動公園地区については、地権者及び住民の人生設計をこれ以上狂わせないためにも、規模縮小・地区分割を図ること。
- ② 県費による『思井の森』全面保全。
- ③ 市野谷の森自然公園の整備の早期着手と、維持費も含め将来的に過大な負担とならない計画とすること。
- ④ UR都市機構の施行地区では国の『5省協定』をフル活用し、財源確保にあたり、事

業完成に責任を持たせること。

- ⑤ 市施行地区については、計画変更案を早期に策定し、地権者・住民・市民の合意を得ること。
- ⑥ 10億円規模となる運動公園の再整備事業の透明性を高めること。

◆『防災・消防救急対策へのテコ入れ』

急激な人口増と今後の増加推移に対し、災害時の『いのちと健康を守る』取り組みが追い付いていません。消防・防災における設備等の水準、民間依存の医療体制を考慮すれば、都市整備の進展、大規模マンション等の相次ぐ建設、救急搬送の急増は、現場に大きなひずみとなっています。

更に懸念材料として、『戦略』素案上H31年度から予定されている消防本部の移転・建替えは、用地選定、周辺住民の理解、購入手続き→測量→地固め→建設、その度毎の議会承認、基本計画の策定、事業費確定、基金積立など流れを視野に入れば、これ以上の先延ばしは許されません。

そこで、以下の12点について位置付けるよう求めます。

- ① 地域防災計画の策定・見直しに当たっては、被災地の先進事例をおおいに反映させたものとする。
- ② 防災計画上の避難所運営と各学校の避難所運営マニュアルと整合を図ること。
- ③ 高齢者や障がい者など災害弱者に対する支援体制を強化すること。
- ④ 災害弱者が身近に避難できる福祉避難所の大幅に増やすこと。
- ⑤ ペット同伴や、自閉症児や発達障がい児等の子どもたちが家族と気兼ねなく避難できる拠点整備。
- ⑥ 市役所、消防などへのガラス飛散防止フィルム設置の早期100%化。
- ⑦ 非常勤職員の特別公務災害適用にむけた制度創設。
- ⑧ 三輪野山地域や東初石地域など浸水被害多発地域への対策。
- ⑨ 救急指定病院への補助を抜本的に増やし、人口増にみあった医療体制の構築に行政も尽力すること。
- ⑩ 消防本部の移転・建替えは、基本計画及び基金積立計画を策定し、取り組みを急ぐこと。
- ⑪ 消防車両等の更新は最新鋭の内容を反映すること。
- ⑫ 人口増に見合った消防・救急隊になるよう定数増を図ること。

◆『維持管理優先の公共投資』

「おたかの森ばかり」などの声は消えるどころか、引き続きよく耳にします。その背景には、TX沿線開発への選択と集中の結果、既存市街地の公園や遊具、道路側溝のフタかけ、生活道路の補修、上下水道施設の老朽対策などがわずかな予算でのやりくりを強いられているからです。

そこで、地域間格差を解消し、市内全域で「住みやすいまちづくり」をすすめるために、

以下の5点を位置付けるよう求めます。

- ① 維持管理優先の公共投資へ舵を切りなおすこと。
- ② 学校施設における老朽化調査を公表し、更新計画を市民参加で策定すること。また江戸小、流山小、北部中の築50年以上経過している校舎については早期に校舎更新にあたること。
- ③ ごみ焼却場や学校校舎などの更新計画案を策定し、基金積立、事業内容の精査も含め計画的に整備すること。
- ④ 地元発注を増やし、地域内での経済循環を図ること。
- ⑤ 新川承水路の排水対策は、全体事業費も、国交省との許可も、用地の買収等も不明なまま巨費を投入し、計画に着手しようとしていることは大問題です。計画の透明性、事業化の公平性・採算性・妥当性を明確にすること。

■提言4 『ひと』の創生には、『教育の充実』『貧困対策・生活支援』、『介護の安心』、『健康・予防の進展』の強化・充実は欠かせません。

この間、子ども医療費の拡充や保育園・学童の増設など人口誘致策として子育て支援の強化を図ってきたこと、また市単のサポート教員の増員などは、市民にも現場にも大変喜ばれており、評価します。しかし、人口増を背景に、市民要望もさらに高まっており、その願いに応え、『住んでよかった、流山市』といえる『戦略』素案かといえ、不十分であり、さらなる強化・充実に以下4点、求めます。

◆『教育の充実』

多くの子ども・保護者及び市民、教育現場職員等の願いは、通学路の安全対策の充実やサポート教員の配置の大幅拡充等により、少人数学級、いじめ防止や学力向上、ひとりひとりの児童生徒を大事にした教育の実践であり、いくつになっても、障がいの有無にかかわらず、スポーツや文化芸術の社会教育を楽しめ、教養を深めることができる街づくりです。

にもかかわらず、小山小PFI事業とおおたかの森小中併設校は、担当職員の自殺、事業費の大幅増、議会全会派一致での決議採択など様々な混乱をうみました。また、小山小の度重なる増築、オープン教室化、小中一貫校の施設化など、既存校の校舎更新事業にも影響を及ぼしかねません。さらに市民総合体育館建替えは、計画利用料の確保や駐車場台数の大幅不足など、大きな課題を残しているものの、『戦略』素案では課題解決策は示されていません。

そこで、これらの課題を解決するために、以下の6点を位置付けるよう求めます。

- ① トップダウンで教育環境・教育内容をゆがめないこと。
- ② 通学路の安全対策予算を倍化すること。
- ③ 学校配当予算の基準を少なくともH22年度水準に戻すこと。
- ④ 学校にある備品・機器の老朽化対策予算を増やし、計画的に整備すること。
- ⑤ スポーツ振興計画を策定し、地域スポーツ団体の発展、交流を図ること。
- ⑥ 生涯教育施設の更新時に、利用者の声を反映させること。
- ⑦ 小学校給食は自校直営を堅持し、『食育』の推進にあたること。

◆『貧困対策・生活支援』

生活保護受給者の拡大、『下流老人』の言葉に表されている老後の不安、世界的にも深刻な子どもの貧困などへの対策が急務にもかかわらず、『戦略』素案上は、何も見受けられません。貧困克服のための対策に、今、政治が果たすべき役割が問われています。

そこで、以下の9点を位置付けるよう求めます。

- ① 行政運営上、貧困対策を大きな柱に据えること。
- ② 就学援助基準は生保基準1.5倍化し、部活動費・生徒会費・PTA会費への支給枠拡大などを図ること。
- ③ 教材費や学校給食は無償化を含め、保護者負担の軽減に努めること。
- ④ 非婚家庭のみなし控除を創設し、同一子育て家庭での差別的扱いを正すこと。
- ⑤ 民間活力も活かし市営住宅を増やすこと。また雇用促進住宅の廃止に伴う対策を講じること。
- ⑥ 国保法44条医療費減免制度の周知徹底を図ること。
- ⑦ 国保料は少なくとも据え置き、多子家庭への減免制度を創設すること。
- ⑧ 福祉手当の支給対象を元に戻し、障がい者の生活支援を図ること。
- ⑨ 税や各種保険料等の納付相談時に、生活保護や分納・減免制度の活用など生活支援策も一体で紹介し、対応すること。

◆『介護の安心』

県内でもいち早く本市で取り入れた要支援者の保険外し＝総合事業への移行は、介護の専門性を否定し、「安かろう、悪かろう」の介護を招きかねません。人生の最後まで、人権が擁護されるとともに、社会にも家族にも長寿を祝える地域社会を目指す施策を『戦略』に位置づけるべきです。

そこで、以下の5点を位置付けるよう求めます。

- ① 介護制度改定の実態把握及び影響調査、サービス利用計画の大幅変更者への聞き取り等を行うこと。
- ② 利用料の減免制度を創設すること。
- ③ 『介護離職ゼロ』実現するために、市内各事業所における労働環境調査の実施、労働環境向上に向けた市独自策を具体化すること。
- ④ 介護施設内での事故については、十分な調査を行い、再発防止・深刻事例の発生防止にあたること。
- ⑤ 平成30年度から実施される第7期事業計画において、市の総合事業の単価引き下げをおこなわないこと。

◆『健康・予防の進展』

健康都市宣言を掲げ、全国の会代表にふさわしい取り組みの飛躍が求められています。

そこで、以下の4点を位置付けるよう求めます。

- ① 保健師数を増やし、体制強化を図ること。

- ② 介護や児童虐待などとの連携強化をさらに図ること。
- ③ 健診結果の要検査追跡調査を強化し、疾患状況を把握すること。
- ④ 小児甲状腺エコー検査一部助成を創設すること。

■提言5 『しごと』の創出には、『オール流山』による『全市的な地域経済の振興』を根幹に据えてこそ、実現できます。

日本経済は『失われた20年』と言われ、その解決に打ち出されたアベノミクスも市内経済の好転をうむ事態を作り出し得ていません。その理由は、アベノミクスが一部の大企業や投資家にはメリットがあっても、圧倒的多数の市民には大きな弊害となっているからです。

さらに本市の場合、①この10年、国の経済政策は、地域経済を好転させる施策よりも、市財政の負担軽減を優先させてきたこと。②可及的速やかな経済効果となりえる個別施策の研究、実態に沿った計画を持ち合わせていないこと。③限定された地域の観光に力点が置かれてきたことなど、地域経済の発展の芽を伸ばすチャンスを細めています。

そこで、地域経済の主役である中小零細企業者や農業者に光を当て、地域経済を活性化させるために、以下の9点を位置付けるよう求めます。

- ① 過去10年間を振り返り、国の経済対策により本市が実施した経済対策の効果・課題を総括し、『戦略』に盛り込むこと。
- ② 一党一派や個人的思惑を廃し、事業者・市民・行政・議会の『オール流山』で取り組める施策展開を貫くこと。
- ③ 青年の市内雇用創出策も含めた『中小企業振興条例』を策定し、市内全事業所への振興を本格的に図ること。
- ④ 自治会防犯灯と同様に、商業振興協同施設設置等事業費の全額補助期間は10年とすること。
- ⑤ 家賃補助など商店街空き店舗有効活用事業を強化すること。
- ⑥ 住宅や店舗改装等へ活用できるリフォーム助成を創設すること。
- ⑦ 農業の6次産業化への取り組みを引き出し、拡大するために、様々な段階での補助制度を創設すること。
- ⑧ 商業及び農業の振興予算を増やし、体制を強化すること。
- ⑨ TXへの出資金の前提条件である8両編成化を働き掛け、利用者の混雑緩和と沿線人口の定住策及び地域経済の進展にプラスとすることを『戦略』に位置付けること。

以上。